



つなぐ

令和5年9月
第36号

発行：法務省 仙台矯正管区

刑務所内の暮らしについて



今月号では、刑務所の中での暮らし（作業・各種指導）や支援などについて御紹介いたします。

特集記事として、3～4Pでは刑務所で働く**福祉専門官の方の生の声**をお届けいたします！！



刑務作業



・懲役刑受刑者は刑法に定める「懲役刑」を執行する場として**刑務作業**を実施します。

・作業の内容は木工、金属製品の制作など多岐にわたっており、学校の備品修理を行うなど、**社会貢献作業**といったものもあります。

・出所後の就労に役立つ知識と技能を身に付けたり、資格を取得するために**職業訓練**なども実施しています。



改善指導



・改善指導では、受刑者それぞれの**問題性**や**犯罪の内容**に合わせた働きかけを行います。

・専門職員（教育・心理）が中心となり、**グループワーク**や**講話**、**面接**などを通し、受刑者の改善更生に向けて指導を行います。

- 薬物やアルコール依存
- 性犯罪
- 窃盗
- 特殊詐欺
(オレオレ詐欺など)
- …etc



教科指導



・社会生活の基礎として読み書き、計算などの**必要な学力**を身に付けられるよう、学校教育（小中学校程度）に準じた指導を行います。

さらに、施設によっては…

・近隣高校の協力を得て、**刑務所の中で高校の通信制課程**を受講

・**高等学校卒業程度認定試験**の受験に向けた指導

なども行っています。



この三つが**矯正処遇の三本柱**です。
刑務作業や各種指導を行っていく中で、犯罪につながる**問題性の改善**をしていきます。その人の**内面**に向けた働きかけという点が特徴です。





刑務所内での支援について



ご紹介いたします



刑務所では、1ページ目でご紹介した取組だけではなく、その人の**社会復帰**に向けた**福祉的支援**などを行っています。



👉 帰住先の確保



受刑者の**17.8%**が
犯罪時に**住居不定**

※令和3年矯正統計年報による

・円滑に**社会復帰**を行うため、支援が必要な人に、入所後の早い段階から働きかけを行い、**特別調整**等の支援につなげています。

特別調整は、**高齢**や**障害**のある方で帰る場所がない人を対象としています。支援を行う上では、**本人の同意**が必要なため、**丁寧に説明**しています。



👉 福祉的支援



受刑者の**13.8%**が**65歳以上**
15.3%が**精神障害**のある人

※令和4年版犯罪白書による

・矯正施設に入所する人の中で、**高齢**や**障害**を有する人は増加傾向にあります。**支援計画の作成**や**各種手帳の取得**など円滑に**福祉サービス**を受けられるよう、支援を行っています。

福祉的支援を円滑に行うため、刑務所の中では**社会福祉士**や**福祉専門官**が勤務しています。地域生活定着支援センター等の**関係機関**と協力して支援を行っています。



👉 就労支援



受刑者の**69.7%**が
犯罪時に**無職**

※令和4年版犯罪白書による

・**ハローワーク**と協力して就労支援対象者の選定、情報共有を行い、就職に有利な資格取得を目指す**職業訓練**を行うなど、出所後の**就労を確保**する支援を行っています。

受刑者等に対する**専用の求人**もあり、刑務所等で活用されています。所内での**採用面接**の実施など、入所中に**就職先を見つける支援**をしています。



👉 コレワークHPもぜひ御覧ください



そこで僕の出番！！
コレワークが関わって**就労支援**を行っています。



—刑務所で勤務しようと思ったきっかけ

私は、元々は青森市の市民病院で勤務していました。当時、ちょうど病院間での地域連携を担う部署を立ち上げることとなり、その際のメンバーの一人として勤務していました。

その後、市民病院を退職後に、ハローワークで刑務所の求人を見て、応募しようと思ったのがきっかけです。

刑務所で働くことへの抵抗感というものは特にありませんでした。学生時代に、アメリカの刑務所でソーシャルワーカーをしていた先生に師事していたことがあり、特に抵抗なく応募していたことを覚えています。

—実際に働いてみて

刑務所で働く中では、実際に受刑者と接する現場で働いている刑務官の方々から、よく相談を受けることがありました。そこから支援が必要な人への面接につなげていったりするなど、他の部署との情報共有などは円滑だったと思っています。

平成30年からは、福祉士が受刑者と面接する時に処遇の担当の刑務官の方々も同席する取り決めとなり、施設全体で、支援に係る対応を行っています。相談内容は、福祉・就労の両方を取り扱っています。

—被收容者への印象について

勤務する前と後での印象の違いがあるかと言われれば、特に変化はありません。刑務所の中にも、いろいろな人がいて、いろいろな人生があります。年齢層で言えば、高齢者は多いなという印象です。

被收容者の方に対する怖さというものも特に思ったことはないです。その人その人の人生を見て、一人の人間として話していくこと、その人の生きている長さで話すことが大切だと思っています。

勤務していてすごいと思ったのは、刑務官の方々の対応です。福祉的な支援が必要だと思われる人に対して、しっかりと対応を分けている姿を見て、そう思いました。

—被收容者と接する際に心掛けていること

精神的に拒絶している人に対して、強制しないよう、その人の話を受け止めつつも、話をしていくことを心掛けています。

その人が思い込んでいることではなく、その人が求めていること、その人に必要なことが何かを考え、提供できるよう、支援したいと考えています。

外部の福祉法人の研修を受けた際には、何回同じことを繰り返しても、手を差し伸べ続けることが大切であることを学びました。

刑務所を「1回出して終わり」ではなく、何度でも働きかけることが大切だと思います。私が担当した人の中では、特別調整を4回行った人もいました。

その人は最後、刑務所の中でその生涯を終えましたが、その時にはご自身の病気なども理解し、受け入れられていたと記憶しています。

実際に刑事施設で勤務する福祉専門官の方にお話を聞いてきました!!



青森刑務所 福祉専門官

おやま ひろみ
小山 裕美 さん

- ・平成21年から非常勤職員
- ・平成29年からは常勤の福祉専門官として勤務

社会福祉士・精神保健福祉士
好きな食べ物:シャインマスカット
もも



良さを伸ばし、どう支援するか



—勤務する中で大変だったこと



私が受け持った人の中で、「酒は好きだけどアル中じゃない」という認識を持っている方がいました。加えて、お金をある程度持っている方だったので、更生緊急保護にも該当せず、生活が乱れたとしても、セーフティネットの隙間を抜けてしまう人がいました。

こういった、能力的にはある程度生活できるけれども、親はおらず、本人も働かず、でもお金は少しある、という方だと、生活保護も受けられません。このような方にどう働きかけたらよいかと思ったこともありました。福祉の支援は本人の同意がないと進められない困難さがあります。認知症の方に対する対応にも、特有の難しさがあると感じています。

刑務所の中には工場というものがあり、その工場の担当（刑務官）の方からも本人に助言をしていただくこともあります。助言自体は聞くのですが、肝の部分になるとかたくな人もいます。担当の方が頑張ってくれている中、支援につなげられないもどかしさもありますね。



—刑務所でのやりがい



一人一人の良い点を伸ばしていくことにやりがいがあります。それと、支援した方が再犯しないで頑張っていることです。10年再犯をせずにいる方と刑務所で再開した時には、10年も頑張りましたねと褒めたこともあります。

刑務所の中には本当に色々な方がいます。お酒を飲みたいけれど、面倒を見てもらえないと生活ができない、と納得してくれた人を特別調整につなげて施設に帰住してもらったこともありました。支援者に見守られて安心をするのか、出所後すぐに鬼籍に入られた方もいると聞いたことがあります。

私が思うのは、施設の中での行状が悪くても、支援にうまくいけば、出所後の生活がうまくいく人もいるということです。本人の行いも大切かとは思いますが、周りの人間がどのように関わり、支援していくのか、ということも大切なことなのだと思います。

また、今後、相談支援事業所や地域生活定着支援センター、保護観察所と協力して、個々の事例を検討するケース検討会を実施する予定です。このケース検討会の始まりは令和2年のことでした。当時は、当所と相談支援事業所とで実施しましたが、今年は参加機関を拡大して行うこととなりました。

このような機会を通して、まずは支援につながるとっかかりを作っていくことが大切だと感じています。



—自治体の方等に向けたメッセージ



県の方等、自治体の方は協力的で、刑務所のことをご理解いただいています、ありがたいです。

自治体の方に対して、出所者の情報を提供する際にも、素早く対応していただきありがとうございます。



小山さんの上司からのひとこと!!



小山さんは、外部の方との連携・調整の場面など、積極的に動いていただき、当所にとって非常に頼りになる存在です。

社会と刑務所をつなぐパイプ役として、今後の活躍を大いに期待しています!!

青森刑務所 処遇部企画部門
首席矯正処遇官 増田 康弘 さん



仙台矯正管区 更生支援企画課

TEL : 022-286-0130 (直通)

FAX : 022-294-1036

メール : 2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp

仙台矯正管区のHPもチェック!

